

本計画の位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を、一体のものとして策定するものです。

また、豊島区の地域保健福祉施策に係る総合計画である、「豊島区地域保健福祉計画」の高齢者福祉分野における目標と具体的な施策を示すものになります。



【計画の位置づけと関連計画との関係】

地域保健福祉施策の基本理念・基本方針

豊島区では、区民等の参画と協働を基本とした、基本構想に掲げる将来像「未来へ ひびきあう人 まち・としま」の実現に向け、その具体化を図る基本計画と整合性を図るとともに、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の推進を図ります。

基本理念

「個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち」

基本方針

① 人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとする、すべての区民の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合においても一人ひとりの権利が守られるよう制度の普及、活用を推進します。

② 自己決定の尊重

保健福祉サービスを利用するにあたり、区民一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、個人としての自己実現を図れるよう支援します。

③ 健康で自立した地域生活の促進

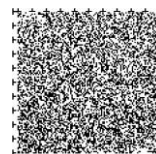
すべての区民がそれぞれの状況や能力に応じ、必要な支援を受けることにより、主体的に社会参加し、健康で自立した地域生活が営める仕組みを構築します。

④ 区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進

主体的に活動する区民をはじめ、ボランティア、NPO法人、地域活動団体等と区が協働することにより地域保健福祉を推進する新たな支え合いによる地域社会を築きます。

⑤ サービスの総合化

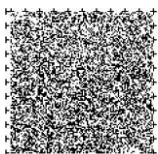
身近なところでの総合相談や、サービスの適切な利用を支援する体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに進め、雇用・住宅・交通・教育などのさまざまな生活関連分野との連携を図り、総合的な支援を行います。



豊島区がめざす地域包括ケアシステムの姿

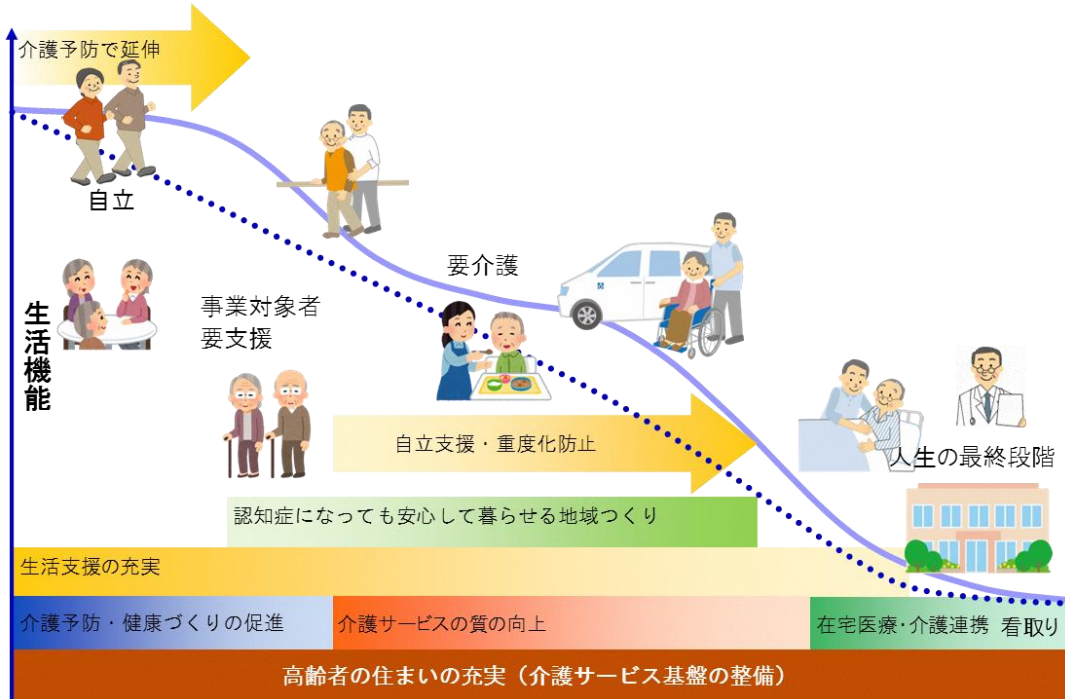
- 住み慣れた地域で生活を続けていくために、健康づくりや生きがいづくり、介護予防などの活動へ積極的に参画する高齢者を支援するとともに、高齢者が活躍する場を増やすことで支え合いの輪を広げます
- 高齢者総合相談センターが核となり、地域との連携により高齢者をサポートしていくことで、安全・安心な暮らしと、可能な限り、自宅での生活を支える包括的な支援を続けます
- 高齢者が孤立することなく、地域の子育て世帯や若者たちとつながりをもって生活できる住環境を整え、高齢者の心身の状況に応じた多様な住まい方を支援します
- 地域において多様な担い手によるサービスや、介護保険などの公的なサービスを適切に組み合わせ、高齢者の心身を支えるサービスの充実と質の高いサービスの提供を進めます

豊島区がめざす地域包括ケアシステムの姿のイメージ図



地域包括ケアシステムの実現に向けた施策の展開

高齢者の自立支援・重度化防止に向け、高齢者の状態像の変化に対応した施策を展開します。



大目標（ビジョン）

高齢者が主役となって、つながり、支え合い、
幸せに住み慣れた地域で暮らせるまち としま

【施策1】 介護予防・健康づくりの推進

1-1 介護予防の推進

施策指標	現状	方向性
調整後要支援・要介護認定率	19.4%	下げる
住民の転倒リスクの保有割合	29.2%	下げる

主な取組み

- (1) フレイル対策の推進
- (2) 高齢者の社会参加と住民主体の通いの場の拡大
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施



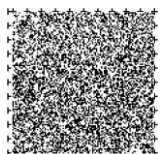
おとな食堂の様子

1-2 総合事業の推進

施策指標	現状	方向性
短期集中訪問型サービス事業利用者の主観的健康観改善率	46%	上げる

主な取組み

- (1) 訪問型・通所型サービスの実施
- (2) 総合事業基準緩和サービス従事者育成研修
- (3) 基本チェックリストの実施促進



【施策 2】 生活支援の充実

2-1 在宅生活の支援

施策指標	現状	方向性
普段の生活で何らかの介護・介助が必要だが現在は受けていない人の割合	6.0%	下げる

主な取組み

- (1) 支え合いの仕組みづくり
- (2) 日常生活支援サービスの充実



ベンチプロジェクトの様子

2-2 見守りと支え合いの地域づくり

施策指標	現状	方向性
「地域の中で、高齢者や障害者の権利が守られ、質の高いサービスが提供されている」「そう思う」の割合から「そう思わない」の割合を引いた割合	0.5%	増加させていく
高齢者が暮らしやすいまちだと思える理由 「福祉・介護が充実しているから」の割合	19.0%	増加させていく
何かあったときの相談先 「そのような人はいない」の割合	45.4%	減少させていく

主な取組み

- (1) 地域との協働 — 緩やかな見守り
- (2) 様々な主体による見守り活動の推進 — 担当による見守り
- (3) 見守り支援事業担当による活動 — 専門的な見守り
- (4) 家族等による見守りの支援

【施策 3】 高齢者総合相談センターの機能強化

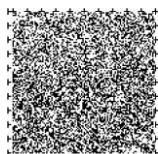
施策指標	現状	方向性
高齢者総合相談センターの認知度	56.2%	上げる
高齢者総合相談センターとの連携状況	63.2%	上げる

主な取組み

- (1) 高齢者総合相談センターの相談支援の充実
- (2) ケアマネジャーの資質向上と育成支援
- (3) 地域ケア会議機能の推進
- (4) 介護予防活動の支援、
介護予防ケアマネジメントの推進



地域ケア会議の様子

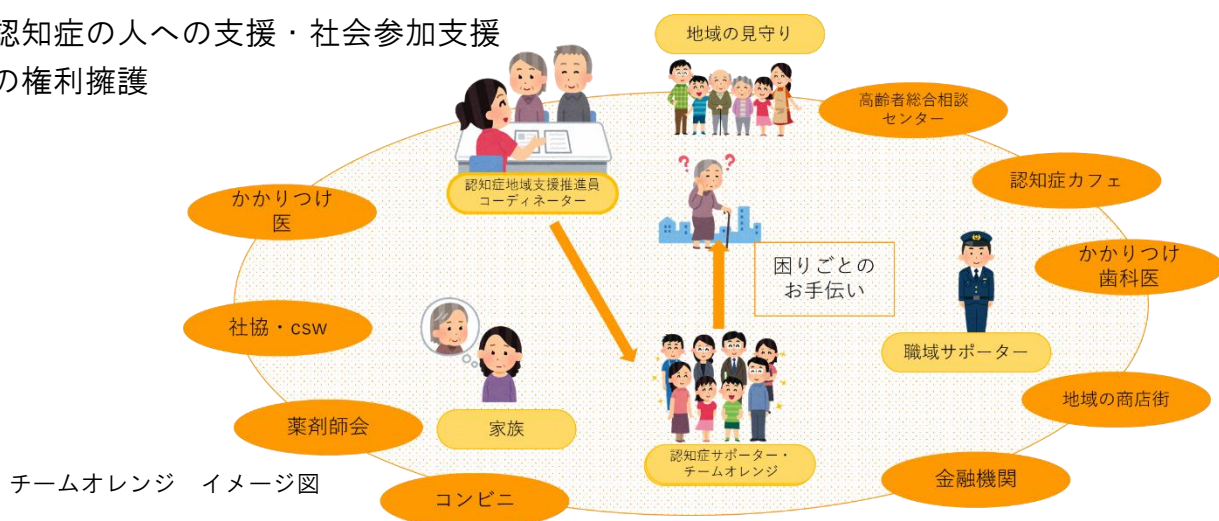


【施策 4】 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

施策指標	現状	方向性
認知症に関する相談窓口の認知度	28.4%	上げる
主介護者が「認知症症状への対応」に不安を感じる割合	26.2%	下げる
認知症初期集中支援チームにおける医療・介護サービスにつながった者の割合	72.7%	上げる

主な取組み

- (1) 普及啓発・本人発信支援
- (2) 予防（認知症への「備え」として）
- (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- (4) 認知症バリアフリーの推進・
若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- (5) 高齢者の権利擁護



【施策 5】 在宅医療・介護連携の推進

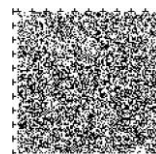
施策指標	現状	方向性
在宅療養を希望する区民の割合	44.4% (令和2年度)	上げる
在宅療養が実現可能と思う区民の割合	27.3% (令和2年度)	上げる

主な取組み

- (1) 医療・介護従事者を中心とした多職種連携の推進
- (2) 在宅医療・介護に関わるスタッフのスキルアップ
- (3) 在宅医療に理解ある区民を増やす



在宅医療連携推進会議交流会の様子



【施策 6】 高齢者の住まいの充実（介護サービス基盤の整備）

施策指標	現状	方向性
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)待機者数 (うち優先度の高い方・医療行為の必要な方)	521 人 (253 人・60 人)	減少 (減少)
特別養護老人ホームの稼働率 (※)	90.8%	向上

※稼働率は、令和元年度の介護報酬に基づく延べ利用日数／定員数×年間日数で算出

主な取組み

- (1) 住み慣れた地域で安心して暮らすための多様な住まいの確保
- (2) 在宅生活の継続を支えるための環境整備
- (3) 住まいやサービス施設の機能向上

【施策 7】 介護サービスの質の向上

施策指標	現状	方向性
65 歳健康寿命（要介護度 2）の延伸	男性 82.35 歳 女性 85.56 歳	伸ばす
訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの利用率	訪問リハ 1.56% 通所リハ 3.16%	上げる

主な取組み

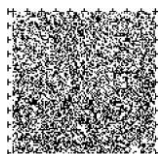
- (1) 介護人材の確保・定着・育成に向けた支援
- (2) 介護現場における業務の効率化に向けた取組み
- (3) 介護サービス利用者の選択を支える取組み

【施策 8】 給付適正化の取組み（第 5 期介護給付適正化計画）

施策指標	現状	方向性
平均重度化率（都平均との差の縮小）	都平均より 1.1% 高い（令和元年度）	都平均に 近づける
ケアプラン点検の実施件数	171 件	拡大

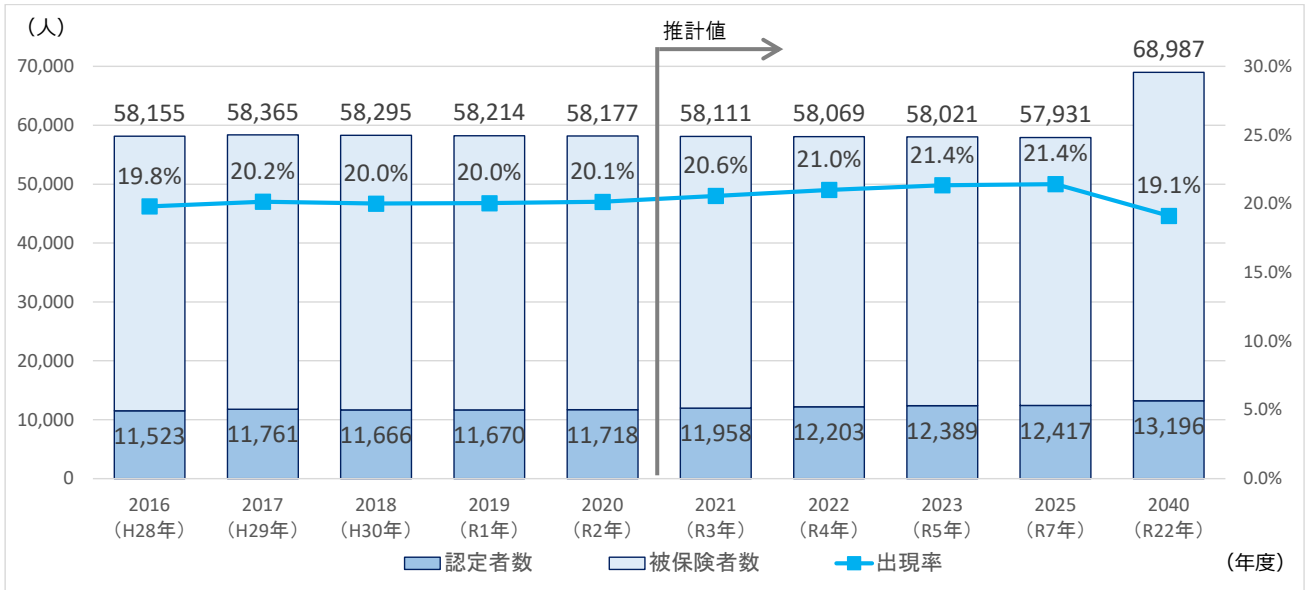
主な取組み

- (1) 要介護認定の適正化
- (2) ケアプラン点検
- (3) 住宅改修等点検
- (4) 縦覧点検・医療情報との突合
- (5) 給付費通知
- (6) 給付実績の活用・実地指導等



介護保険事業の今後の見通し

第8期における第1号被保険者数・認定者数の推計



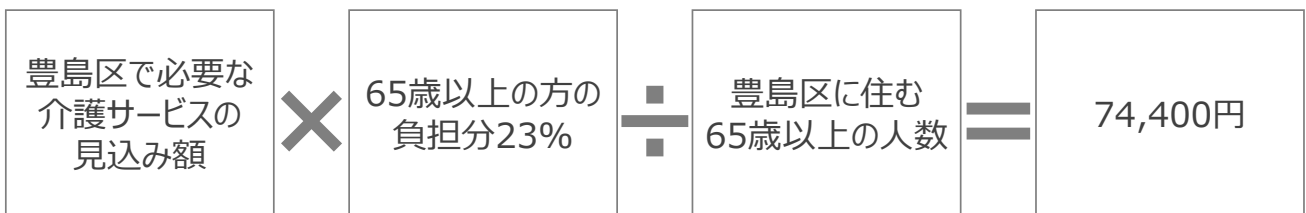
第8期における介護給付費及び地域支援事業費等の見込み

(百万円)	第8期見込額計	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
標準給付費見込額	57,154	18,549	19,050	19,555
地域支援事業費	3,048	976	1,030	1,042
合計	60,202	19,525	20,080	20,597

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

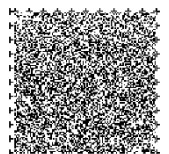
第1号被保険者保険料

(基準額の決め方)



(保険料基準額)

	第8期保険料基準額	(参考)第7期
年額	74,400円	73,080円
月額	6,200円	6,090円



介護保険事業の円滑な運営に向けて

介護保険制度の趣旨普及と公表サービス

(1) 普及啓発にむけた取組み

介護保険制度について、今後も高齢者にわかりやすく伝えていくため、利用しやすいパンフレットを作成する他、区のホームページや、広報としま、被保険者への通知送付の際など、機会を捉えて、情報の発信を続けます。

また、介護保険以外のサービスについても、支援を必要とされる方が円滑に受けられるよう、関係機関と連携し、情報収集・公表を進めます。

(2) 介護サービス情報公表システムの活用

初めて介護サービスを利用される方など、必要とするタイミングで本人や家族が指定介護サービス事業所・施設の介護情報サービス情報を取得できるよう、インターネットでいつでも誰でも気軽に情報を入手することができる「介護サービス情報公表システム」について、積極的に周知を図っています。

(3) 介護保険サービスの相談・苦情

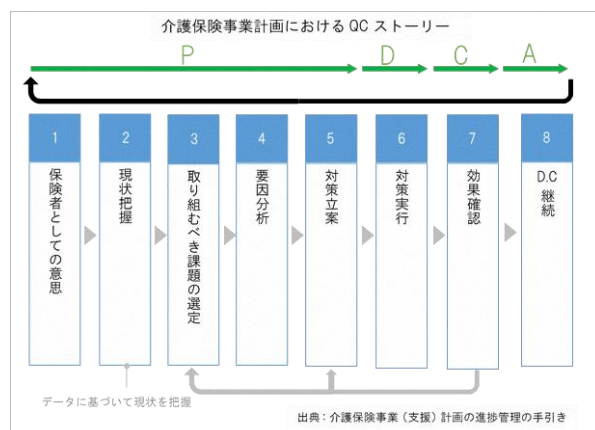
利用者の権利を守り、サービスの質の向上を図るため、区内8か所の高齢者総合相談センターや介護保険課で利用者や家族からのサービスの相談や苦情を受け付けています。また、介護サービス相談員が定期的に介護保険施設等を訪問し、「訪問相談」を実施しています。

感染症や災害に対する備え

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、豪雨、台風などによる災害など、近年高齢者の生活を脅かすリスクとなる出来事が多発しています。

介護サービス利用者やその家族を新しい生活様式の中でも支えていくために、介護サービス提供事業者等との連携の強化を図り、状況に応じた感染症対策や災害対策を講じることで、豊島区における介護サービスの事業継続やサービス提供体制を支えていく取組みを進めていきます。

計画の点検・評価



第7期計画に記載した施策について、目標達成に向けて、PDCAサイクルを活用しながら半年ごとに進捗管理を行ってきました。

左図は、品質管理（Quality Control）の分野で提案された「QCストーリー」の考え方を参考にPDCAサイクルをより小さなステップに分解したものです。

第8期計画では、第3章に記載した施策において、半年ごとに実績評価を行います。

